

第1節 市民生活

1 令和5年度戸籍・住民基本台帳等取扱件数（市民生活部 戸籍住民課）

(1) 戸 籍

単位：件

取 扱 件 数	出 生	7,601
	死 亡	14,346
	婚 姻	8,322
	離 婚	2,515
	そ の 他	8,699
	合 計	41,483
証 明	戸 籍	142,083
	（うちコンビニ交付）	41,308
	除 籍	70,361
	戸 籍 附 票 写 し	38,445
	（うちコンビニ交付）	2,900
	身 元 証 明	12,480
	不 在 籍 証 明	49
	死体死胎埋火葬 許可 発行	10,638
	そ の 他	4,441
	合 計	278,497

(2) 住民基本台帳

単位：件

取 扱 件 数	転 入	28,815
	転 出	27,853
	転 居	11,655
	世 帯 変 更	8,705
	出 生	5,021
	死 亡	10,276
証 明 等	そ の 他	38,760
	合 計	131,085
	住 民 票 写 し	371,624
	（うちコンビニ交付）	143,407
	住 民 票 閲 覧	8,448
	そ の 他	134
	合 計	380,206

(3) 印鑑登録

単位：件

印 鑑 登 録 等	25,198
印鑑登録廃止等	16,146
合 計	41,344
印 鑑 証 明	196,169
（うちコンビニ交付）	106,106

(4) 在留関連業務

単位：件

中長期在留者 住居地届出	6,378
特別永住者 住居地届出	188
特別永住者 証明書の交付	344
その他	222
合 計	7,132

(5) その他

単位：件

税 証 明	143,252
(うちコンビニ交付)	28,582
住居表示関係事務	1,513
自動車臨時運行許可事務	3,316
合 計	148,081

(注)1 (1)～(5)の各表における証明欄
は発行通数を記載している。
(公用を含む)

2 町名住居表示整備(市民生活部 戸籍住民課)

(1) 町名地番整理

本市域のうち、市街地の大部分においては、すでに土地区画整理等により町界・町名・地番の整理が終わっている。未整理区域については、飛地等を含めて今後も順次整理する予定である。

(2) 住居表示整備

「住居表示に関する法律」に基づき、昭和40年7月より住居表示を実施し、現在、全市人口の約45%の整備が終わっている。今後も市街地において、住居表示整備を行う予定である。

住居表示実施状況

地 区 名	面 積 (km ²)	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	実 施 年 月 日
錦綾・浅香山方面地区 他42地区	40.45	175,719	337,473	昭和40年7月1日 ～平成12年10月1日
日置荘北町地区	0.40	1,885	4,055	平成12年11月6日
日置荘西町地区	1.16	5,379	10,932	平成15年11月17日
蔵前町・船堂町地区	0.43	2,163	4,760	平成22年11月21日
深阪方面地区	0.70	2,587	5,360	平成26年11月4日
南島町六丁	0.09	115	246	令和3年3月29日
合 計	43.23	187,848	362,826	

3 各種相談等（市民生活部 区政推進課、各区役所 企画総務課（西区役所は総務課、南区役所は総務課及び区政企画室）、広報戦略部 市政情報課、教育委員会事務局 総務部 教育政策課）

(1) 区役所等における各種相談

（単位：件）

相 談 名	実施場所	令和5年度 相談件数
市 民 相 談 人 権 相 談	各 区 役 所 企 画 総 務 課 (西区、南区は総務課)	2,160
法 律 相 談		3,055
行政書士による相談		62
行 政 相 談		9
教 育 相 談	各 区 役 所 企 画 総 務 課 (西区は総務課、南区は区 政企画室)	131
登記・測量相談	堺 区 役 所 企 画 総 務 課	65
交通事故相談		166
合 計		5,648

4 区政推進（市民生活部 区政推進課、各区役所）

区域まちづくり事業

区民ニーズや区域の実情等に柔軟に対応しながら、区役所が主体的に区域の特性に応じた様々な事業を企画、実施している。

区 名	令和5年度の主な事業及び件数
堺 区	「堺区ふれあいまつり」、「堺区窓口サービス向上事業」、「堺区子ども応援事業」など18事業
中 区	「中区区民フェスタ事業」、「中区魅力発信事業」、「中区子育て支援啓発事業」など24事業
東 区	「東区民まつり」、「ひがしふれあい文化祭」、「チャレンジアート事業」、「東区赤ちゃんの笑顔づくり応援事業」、「ひがし・ママパパスタート応援事業」など15事業
西 区	「西区写真展」、「西区ふれあいまつり」、「西区のまつりを活かしたコミュニティの活性化事業」「子育て支援イベント事業」など18事業
南 区	「南区魅力発信事業」、「南区子どもウェルビーイングシステム事業」、「南区防災・防犯活動支援事業」など17事業
北 区	「北区区民活動支援コーナー等運営事業」、「北区交流まつり事業」、「北区自主防災推進事業」、「北区子育てフェスタ事業」など21事業
美原区	「美原区の“みんな”で魅力発信推進事業」、「自主防災活動推進事業」、「美原区子育てキラキラプロジェクト事業」、「美原いきいきかみかみ百歳体操推進事業」など11事業

5 自治振興（市民生活部 市民協働課、各区役所 自治推進課）

(1) 堺市自治連合協議会・区自治連合協議会

住民の自治的諸活動を推進することを目的としており、概ね市内小学校区毎に組織されている自治連合会の自主的活動の促進に必要な協議、交流、研修等を企画し、組織的に様々な活動を実践している。また、行政情報の伝達、広聴あるいは行政当局と協議を行い、各地域における自治会活動を積極的に繰り広げている。特に、近年、自治会の加入率が低下傾向にあることから自治会加入促進を重点的に取り組んでいる。

また、区役所行政区域内の各校区自治連合会で構成する区自治連合協議会をそれぞれ設置し、区役所と密接な連携のもと、上記実践活動のほか、地域の特性を活かした自治会活動を推進している。

(2) 地域会館

地域住民及び地域住民組織の自主的な活動が活発に展開されるよう、身近な生活圏である小学校区を基本とした近隣住区に、子どもから高齢者まで多目的に利用できる地域会館の建設を図るため、「堺市地域会館整備費補助制度」を設け、活動拠点の整備に努めている。また、地域会館建設用地については、「堺市地域会館建設用地等の購入に関する要綱」に基づき市で買上げ、自治連合会に貸付することにより、計画的に地域会館の建設整備を進めている。（現在84校区整備済。）

このほか、地域会館の老朽化に対しては、平成10年度に「堺市地域会館大規模改修補助制度」を創設し、必要に応じて大規模改修を推進している。

(3) 校区自治会活動推進補助金

自治会活動の推進や防犯カメラの設置など地域が行う防犯、防災等を目的とした活動に対する既存の補助金を令和4年度に統合し、「校区自治会活動推進補助金」として地域の取組を包括的に支援している。

(4) 日本赤十字社大阪府支部堺市地区本部

日本赤十字社は人道・博愛の精神を旗印として、国際救援・災害救護・血液事業・医療事業などの活動を実施している。また、堺市地区本部として、これらの諸事業を達成するため、赤十字運動（活動資金募集活動）、救急法講習会の運営、日本赤十字社に対する義援金の受付のほか、赤十字奉仕団堺市地区本部委員会の事務局事務等を行っている。

(5) 堺市献血推進協議会

献血運動の推進・献血思想の普及を図ることを目的として、赤十字血液センターと連携しながら、地域献血、イベント献血、献血街頭広報活動等を行い、成分献血、400ml献血への理解・協力の促進と、より安全性の高い血液の確保に努めている。

6 地域安全

市民が安心して暮らすことのできる良好な地域社会の実現を目的に、行政・市民・事業者・警察等が一体となって地域の安全に取り組み、また、安全推進施策を充実し、より一層の市民の安全確保の推進を図っている。

(1) 堺市安全まちづくり会議（市民生活部 市民協働課、各区役所 自治推進課）

市民の安全の推進に関する施策を実施するにあたり、幅広い層の市民や関係機関・団体等が緊密な連携を図りながら相互に協力するため、具体的な協議を行うほか犯罪抑止に向けた各種啓発活動を行っている。

(2) 防犯灯電気料金支援金（市民生活部 市民協働課、各区役所 自治推進課）

地域の防犯対策に多大な効果がある自治会等が設置している防犯灯の電気料金について、市が全額を支援している。

(3) 街頭防犯カメラ・防犯灯設置に関する支援（市民生活部 市民協働課、各区役所 自治推進課）

校区自治連合会が行う街頭防犯カメラや防犯灯の設置等に要する費用の一部を、「校区自治会活動推進補助金」、「堺市LED防犯灯更新補助金」にて支援している。

項目	補助率
街頭防犯カメラ	10分の9 (1円未満切り捨て)
防犯灯（※）	10分の9 (1円未満切り捨て)

（※）LED防犯灯で電気事業者の契約種別が公衆街路灯（A）のもの

(4) 地域防犯活動への支援（市民生活部 市民協働課、各区役所 自治推進課）

① 自主防犯パトロール団体支援事業

自主防犯パトロール活動への支援としてパトロール資機材等を支給している。また、校区自治連合会等が行う青色防犯パトロール活動の経費の一部を補助している。

② 防犯事業補助

市民の安全確保のため各種防犯事業を実施する防犯協議会等の防犯団体に対して経費の一部を補助している。

(5) 犯罪被害者等支援施策（市民生活部 市民協働課）

① 犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

犯罪被害者等の相談内容に応じた各種支援制度の案内や関係機関・団体に関する情報提供を行う窓口を設置している。

場所：堺市役所 高層館3階南側 市民協働課 電話番号 228-7405

時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分（祝休日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

② 犯罪被害者等への一時避難住宅の提供

殺人、傷害、不同意性交等、不同意わいせつなどの身体に害を及ぼす犯罪行為または放火等により引き続き住居に住むことが困難となった、市内に居住する方や同居家族、遺族に対し、一時避難住宅を提供している。

③ 犯罪被害者等カウンセリング事業

殺人・放火・強盗・不同意性交等・不同意わいせつ・交通死亡事故などの身体に害を及ぼす犯罪行為により、被害を受けた方やその家族、遺族に対し、心理的カウンセリングを行っている。

④ 犯罪被害者等への日常生活支援事業

令和元年度より、殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、交通死亡事故等の身体に害を及ぼす犯罪行為により、被害を受けた方やその家族、遺族に対し、食事の配達や家事等の日常生活支援を行っている。

⑤ 犯罪被害者等支援にかかる広報啓発事業

パンフレット等啓発物の作成や講演会等を実施している。また、11月25日から12月1日の犯罪被害者週間に、パネル展示や街頭啓発活動を行っている。

⑥ 犯罪被害者等への支援金の支給

犯罪被害者やその家族の日常生活や社会生活等の早期回復を図るために、犯罪被害者等に対し支援金の支給を行っている。

遺 族 支 援 金：人の生命または身体を害する行為に係る犯罪等により、死亡した市民の遺族に支援金(30万円)を支給。

重 傷 病 支 援 金：人の生命または身体を害する行為に係る犯罪行為により、市民が医師の診断により1か月以上の療養、かつ3日以上入院を要する傷害または疾病、あるいは1か月以上の療養、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である精神疾患を負った方に支援金(10万円)を支給。

性犯罪被害支援金：性犯罪(未遂を除く)の被害を受けた方に支援金(10万円)を支給。

7 NP0法人等の市民活動支援（市民生活部 生涯学習課）

市民活動団体の活躍を促し、市民活動団体と企業、地域金融機関、大学、行政等多様な主体の相互理解や連携・協働の促進に取り組んでいる。

(1) NPO法人設立認証・認定事務

本市域内にのみ事務所を設置する NPO 法人の認証や認定手続き等に関する相談・申請などを受け、申請書類を確認の上、認証・認定している。

また、設立認証・認定後も、定款変更の認証、事業報告書等の受理及び閲覧、法人の監督等の事務を行っている。

(2) 市民活動支援基金事業

NPO 法人の自立とその自主的で活発な活動を促進するため、互いに支えあう仕組みとして平成 19 年に本基金を設置。

市民や企業などから寄せられた寄附金を基金の原資として、本市内に主たる事務所を置く NPO 法人が行う公益的な活動に対し基金から補助等を行っている。なお、補助金の支出可否や金額は、申請内容を審査の上決定している。

(3) 堺市市民活動支援施設

本市における市民活動の促進を図ることを目的として、NPO法人や市民活動団体等を支援するための施設を設置している。

① 堺市市民活動コーナー

所 在 地 堺区南瓦町2-1

堺市総合福祉会館2階

電 話 番 号 228-8348

ホームページ [https://www.city.sakai.lg.jp/](https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/chiiki/shien_shisetsu/shimin_katsudou/index.html)

[kurashi/chiiki/shien_shisetsu/shimin_katsudou/index.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/chiiki/shien_shisetsu/shimin_katsudou/index.html)

延 床 面 積 約47㎡

開 設 年 月 日 平成16年4月5日

利 用 対 象 者 堺市内において市民活動を行い、または行おうとするもの

主な事業内容 ○ 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること

○ 主にNPO法人の設立・運営及び認定NPO法人の取得等に関する一般相談及び専門家相談の実施

○ 運営力強化につながるセミナーや財政基盤・人的基盤の強化を図るための個別支援に関すること

○ 企業、地域金融機関、大学、行政等多様な主体を結びつける支援に関すること



市民活動コーナー

② 堺市民活動サポートセンター

所 在 地 堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館2階
電 話 番 号 232-8686
ホームページ https://www.sakai-syakyo.net/contents/katsudou_support/
延 床 面 積 約358㎡
開 設 年 月 日 平成16年7月1日
運 営 主 体 社会福祉法人堺市社会福祉協議会
利 用 対 象 者 堺市内において市民活動を行い、または行おうとするもの
主 な 事 業 内 容 市民活動のための活動拠点の提供
設 備 等 賃貸設備(事務所、簡易事務所、ロッカー、メールボックス)、
ミーティングルーム、ワークステーション(印刷機、紙折機、裁断機)

③ 北区区民活動支援コーナー（北区役所 企画総務課）

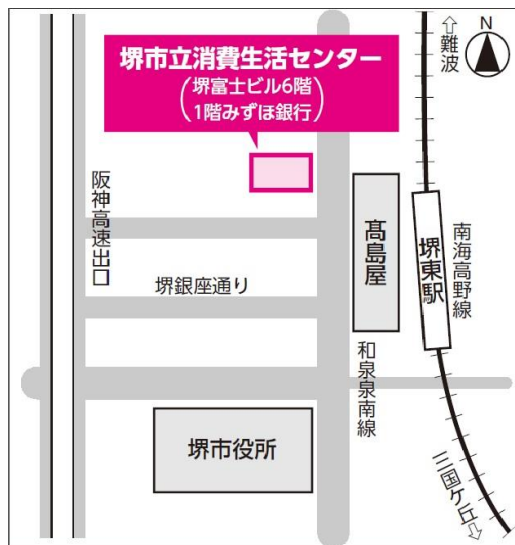
所 在 地 北区新金岡町4-1-8 新金岡市民センター2階
電 話 番 号 258-3911
ホームページ
<https://www.city.sakai.lg.jp/kita/torikumi/machidukuritokumi/kuminkatudou/index.html>
延 床 面 積 約300㎡
開 設 年 月 日 平成24年4月1日
利 用 対 象 者 北区内において区民活動を行うもの、または行おうとするもの
主 な 事 業 内 容 ○ 区民活動に関する情報の収集および提供に関すること
○ 区民活動を行ううえで、組織運営等についての相談に関すること
○ 区民活動を行うもの、または行おうとするものの相互の交流支援に関する
こと
○ その他、目的を達成するために必要と認められる事業
設 備 等 会議室、ミーティングスペース、貸ロッカー、印刷機、コピー機、紙折機、
プリンタ等

(4) 区民プラザ（各区役所 自治推進課（美原区は美原区役所企画総務課））

所 在 地 中・南・美原区の3区役所内
開 設 年 月 日 南・美原区：平成18年4月3日 中区：平成19年4月1日
利 用 対 象 者 堺市内において市民活動を行い、または行おうとするもの
主 な 機 能 市民活動グループ等が資料づくり等に利用できる印刷機を備え、打合せに
も利用することができる。

8 消費生活センター（市民生活部 消費生活センター）

消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を目的として、消費生活相談、情報提供、啓発など消費者支援を行っている。



所在地 堺区北瓦町2-4-16
堺富士ビル6階

電話番号 相談専用 221-7146
(事務連絡用 221-7908)

開設年月日 昭和48年6月20日

主な事業内容 ○ 消費生活相談、消費者啓発、
事業者指導
○ 計量器定期検査、計量器立入
検査、商品量目立入検査等

令和5年度相談件数 6,274件

9 生涯学習（市民生活部 生涯学習課）

(1) 堺市生涯学習基本方針

令和4年3月、教育基本法第3条に掲げられている生涯学習の理念に基づき、本市の生涯学習推進の基本的な考え方と方向性を示し、生涯学習支援施策を総合的・体系的に進めることを目的に策定。

将来像 未来を創る アクティブラーニング都市・堺
～すべての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、
学び続け、学んだ成果を生かして活躍できる社会の実現～

基本方針 基本方針1 人生100年時代を見据えた学びの支援
基本方針2 誰一人取り残さない学びの支援
基本方針3 学びの成果を地域で生かせる仕組みの構築

対象期間 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

(2) 堺市生涯学習まちづくり出前講座（どこでもセミナー）

市職員が地域に出向き、市の事業施策についての講義や説明を行い、市民の市政に関する理解を深め、また、多様な課題やテーマについての学習機会を提供している。

令和5年度実施状況

講座数（講座）	延開催回数（回）	延参加者数（人）
92	193	5,923

(3) 生涯学習サポーター養成講座

地域や職場、サークルなどで、生涯学習活動を推進する人材の養成を目的に、連続講座を開催している。

※ 教育委員会事務局 地域教育振興課「地域コーディネーター育成講座」との合同開催

(4) 生涯学習情報の提供・学習相談

生涯学習に関する情報を集約し、ホームページにて公開している。また、指導者や堺市内で活動している団体・サークルの登録情報について、希望者へ紹介を行っている。

令和5年度実施状況

指導者登録数（人）	団体登録数（団体）	問合件数（件）
158	187	278

(5) 情報ラウンジ

所在地 北区金岡町1089-1 金岡公民館1階 情報図書コーナー内

休館日 金岡公民館の休館日に準ずる

生涯学習に関する情報の提供や学習グループ間の交流・情報交換、市民ボランティアによる学習相談を行っている。

(6) 公 民 館

市民の自主的な学習活動や地域コミュニティ活動の支援を目的として、主に貸館事業を実施することにより活動の場を提供している。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	延床面積（㎡）
錦 西	堺区柳之町西1-3-19 （青少年センター2階）	228-8683	139
八 田 荘	中区八田寺町219-1	273-6625	283
東 百 舌 鳥	中区土塔町2363-23	234-9500	721
福 泉	西区草部183-1	273-6628	811
金 岡	北区金岡町1089-1	257-6890	1,116
新 金 岡	北区新金岡町4-1-8 （新金岡市民センター3階）	255-3120	784

（注）上記公民館は社会教育法に基づく施設である。

休館日 月曜日、祝休日（日曜日のときは開館し、翌月曜日及び火曜日を休館日とする。月曜日のときは、月曜日及び火曜日を休館日とする。）年末年始（12月29日～1月3日）

開館時間 午前9時～午後9時

但し、錦西公民館・八田荘公民館・福泉公民館は日曜日のみ午前9時～午後5時

令和5年度利用状況

上記6館の年間延利用件数 10,988件、 延べ利用者数 128,839人